令 和 8 年 度

高等学校等入学時奨学金（学用品等）奨学生募集要項

公益財団法人　長崎県育英会
〒850－0035
長崎市元船町17番1号　長崎県大波止ビル3階
TEL　(095) 895－7530
FAX　(095) 820－1972
ホームページ　http://www.n-ikuei.jp/

長崎県育英会は、優れた学生・生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

この奨学制度は県立高等学校等における個人所有の端末持込や近年の物価高騰等に伴う修学支援を目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

⑴　長崎県内に住所を有する者の子など（単身赴任を除く）

⑵　高等学校（専攻科を含む）、特別支援学校の高等部（専攻科を含む）、高等専門学校に今年度入学する者（通信制を除く）

⑶　経済的理由により入学に際しての端末購入を主とした学用品等の準備が困難で、かつ、人物・学業ともに奨学生としてふさわしい者〈家計（所得）については基準がありますので、Ｐ６を参照してください。〉

⑷　学力評価の出願資格の設定はありません。

・本会の高等学校等育英事業及び奨学事業との併願・併給は可能です。
併願される場合は、育英事業もしくは奨学事業の「奨学生願書」の該当部分を○で囲んで提出してください。
・他の奨学金制度との併願・併給は可能ですが、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（給付型奨学金を除く）とは併給できません。

2 採用人数　　200人程度

3 募集期間　　令和８年４月１日（水）～５月８日（金）

（※学校ごとに締切期日が異なりますので注意してください。）

4 奨学金の貸与額・貸与期間（一括貸与）

貸与額	貸与期間	備　考
１００，０００円	正規の最短修業期間	奨学生本人名義口座に振り込まれます。

5 出願手続

⑴ 出願には、次の書類が必要です。

ア 奨学生願書　　イ 奨学生推薦調書（在学校で作成）

ウ 所得に関する証明書（Ｐ４・５参照）　エ 特別な控除の証明書（Ｐ５参照）

※ ただし、高等学校等育英事業や奨学事業と併願される場合は、アのみで結構です。

⑵ 出願者は、出願に必要な書類を在学校から受領し、必要事項を記入のうえ、証明書等をそろえて、**学校で定められた期日までに在学校へ提出**してください。

※提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。

6 選考及び採否決定の通知

⑴ 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。

⑵ 選考の結果は、学校長を通じて出願者に通知します。なお、**願書等の記入字体が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は類似する標準文字になります**ので、御了承ください。

⑶ 選考の決定は、７月下旬の予定です。

（採用決定者の送金は、９月下旬の予定です。原則として、ゆうちょ銀行の奨学生本人名義の総合（通常）口座へ送金します。）

7 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して６か月を経過した後から、貸与総額に応じて本会が定める期間内に、職種のいかんを問わず全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

【 奨学金の貸与と返還計画の例 】

貸与総額	方法	返還時期等	１回あたり
100,000円	月　賦	卒業年の 10 月から 最長 26 月	１回あたりの返還額が　3,750円を 下回らないように設定

奨学生願書の作成について

願書は、選考上の重要な資料ですから、事実をありのまま具体的に書いてください。

もし、事実と異なったことを書いた場合や指示されたことを書いていない場合は、選考から除外又は採用を取消されることがあります。太枠で囲んである記入欄以外は全て記入してください。

1　同一生計の家族

⑴　この欄には、同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしている者全員について記入してください。（単身赴任、入院、県外での就学、扶養している祖父母等で、別居していても家計支持者の収入で生活している者は同一生計となります。）

⑵　所得の種類

次表により収入を、給与・給与外・無収入に区分し、該当するものを○で囲んでください。

給与	① 俸給・給与・賃金・事業主報酬・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与等 ② 遺族年金・遺族扶助料・傷病手当金・生活保護法による扶助料等
給与外	① 自営業・外交員・税理士・大工・左官・行商・日雇い等による収入 （ただし、大工・左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている者は「給与」になります。） ② 利子・配当・家賃・間代・地代・内職収入・親戚知人からの援助等による収入

2　奨学金を希望する理由

⑴　この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、家庭事情などの出願理由を具体的に記入してください。

⑵　無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をこの欄に記入してください。

⑶　父・母以外の者を連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。

⑷　**貸与終了後の返還については、奨学生に採用された場合、貸与終了後に奨学金を返還していくことに対する考えや決意を必ず奨学生本人が記入してください。**

3　奨学金貸与の状況

⑴　本人、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生に採用され、現在若しくは以前に奨学金の貸与を受けている又は受けたことがある場合、必ずその「採用年度」「学校名」「氏名」「本人との続柄」を記入してください。「学校名」欄には、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生として在学した又は現に在学している大学・高等学校等の名称を記入してください。

⑵　高等専門学校の出願者は「日本学生支援機構への出願の有無」を、必ず○で囲んでください。（「有」の場合は、第一種・第二種も）

4　連帯保証人（１人を設定）

⑴　原則として、**連帯保証人は、父・母（親権者）となります。**ただし、特別な事情がある場合は、これに代わる人となります。（成年者で収入のある兄・姉等）

⑵　願書には、**本人と連帯保証人の氏名はそれぞれ自署**とし、**印鑑は印影の異なるもの**を使用してください。（スタンプ印は不可）

⑶　**連帯保証人には、「誓約書・奨学金借用証書」提出時に、併せて「印鑑登録証明書」を提出していただきます。**

出願に必要な書類について

所得に関する証明書

原則として家計支持者は父母とします。ただし、父母がともに無収入であり同一生計内の他の者が家計支持者である場合、その者を家計支持者とします。

1　源泉徴収票・確定申告書

家計支持者が給与所得者である場合は、該当者全員の現勤務事業所発行の令和７年分の源泉徴収票を、給与所得者以外は、必ず令和７年分の確定申告書（控）の第一表と第二表のコピー**（マイナンバー＜個人番号＞が記載されている箇所は、見えないように消して（隠して）から、コピーすること）**を提出してください。

なお、確定申告書（控）がない場合には、令和７年分（令和８年度）の扶養人数・社会保険料が明記されている課税証明書（原本）を提出してください。

2　給与月額証明書

職の異動等により、令和７年分の源泉徴収票が出ない、又は参考とならない場合は、勤務先から見込みを含め１年分の「給与月額証明書」（社会保険料を必ず明記すること）の作成を受け、提出してください。(学校に配付してある本会の様式を利用)

3　年金・恩給額証明書

家計支持者が年金・恩給を受給している場合は、令和７年分の源泉徴収票、又は最新の振込通知書等のコピーを提出してください。

4　生活保護受給証明書

生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書（金額の記載があるもの）、又は保護決定通知書等のコピーを提出してください。

5　無職（無収入）申立書

父母のいずれかが無職の状態である時は、無職（無収入）申立書（学校に配布してある本会の様式を利用）を提出してください。

6　1か月の生活費申告書

失職等で、収入把握が困難である時には『1か月の生活費申告書』（学校に配付してある本会の様式を利用）を作成し提出してください。

特別な控除の証明　※以下の証明書を提出した場合は、特別な控除が受けられます。

1　「就学者控除」のための証明　（控除の有無にかかわらず、必ず提出してください。）

同一生計の兄弟姉妹が、大学・短大・専修学校・高等学校等に在学している場合は、在学証明書（原本）若しくは、令和8年度の学生証・生徒手帳のコピーを提出してください。

学生証・生徒手帳のコピーを提出する際は、発行日が令和8年4月1日以降であるか、又は有効期限が明記されているかを確認してください。

2　「障害者等控除」のための証明

同一生計者の中に、障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳又は介護保険被保険者証（要介護認定4又は5）を所有している者がいる場合は、その手帳又は介護保険被保険者証のコピーを添付してください。

3　「長期療養者控除」のための証明

同一生計者の中に6か月以上にわたる長期療養者がいる場合は、所定の額を控除しますので、6か月以上の療養とわかる医師の証明書等と直近6か月～1年分の領収証のコピーを添付してください。

グループホーム等に入所されている方は、療養とわかる証明書等と直近6か月～1年分の領収証のコピーを添付してください。

4　「家計支持者の別居による控除」のための証明

家計支持者が単身赴任である場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票又は最新の公共料金支払いの領収証のコピーを添付してください。

5　「火災・風水害・盗難等の被害による控除」のための証明

被害を受けたことによる支出の増大、又は収入の減少で、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は、被災証明書又は盗難届出証明書等を提出してください。

家計（所得）の基準について

○　家計（所得）の基準

本会が設定する所得基準額以下となります。

〔所得基準額≧（収入金額から算出した所得額）－（控除額）〕

【収入の目安】

給与所得の場合 （収入金額・税込み）		給与所得以外の場合 （収入金額-必要経費）	
４人世帯 所得基準額３０９万円	５人世帯 所得基準額３３２万円	４人世帯 所得基準額３０９万円	５人世帯 所得基準額３３２万円
８０２万円	**８５６万円**	**３９４万円**	**４４８万円**

※この収入金額以上でも、家庭の事情（控除額）によっては所得基準額以下になる場合があります。

※出願者が多い場合は、所得基準額を満たしていても、選考の結果、採用されないこともあります。